# 科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 29 年 6 月 15 日現在

機関番号: 34312

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2013~2016

課題番号: 25380801

研究課題名(和文)犯罪にかかわる知的障がい者の地域における福祉的支援の構築に関する研究

研究課題名(英文)A Study on Community Support for People with Intellectual Disabilities in Case of Arrest

#### 研究代表者

酒井 久美子(SAKAI, Kumiko)

京都ノートルダム女子大学・生活福祉文化学部・准教授

研究者番号:90240457

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文):本研究の目的は、知的障がい者が逮捕される事例やその対応に苦慮する支援者の現状や課題を明らかにし、地域における支援体制の構築について検討することであった。そのために、本研究では研究会による事例検討、 啓発のためのハンドブックの発行、 施設職員、民生委員、親の会を対象に調査を実施した。研究成果として、ハンドブックの発行、それに伴う研修会等により、地域への啓発活動を実施できたこと、調査により、専門職の逮捕事例に対する支援の研修や地域住民の理解促進の必要性が明らかとなり、今後の研究の課題となった。

研究成果の概要(英文): The purpose of this research was to clarify the current concerns and problems about people with intellectual disabilities in cases of being arrested by the police and the supporters for them and consider a way to establish a support system in the community. Therefore, in this research, we considered cases of people with intellectual disabilities who were arrested, and we issued handbooks to the community to raise awareness and investigated these cases with the staff at the facilities for people with intellectual disabilities, local welfare officers, and the parents of the people with intellectual disabilities.

As a result of this research, we carried out awareness activities in the community by issuing the handbooks and holding workshops. It also became clear by our investigation of the importance of holding those workshops for the staff at the intellectual disability facilities and to promote an understanding in the community.

研究分野: 地域福祉

キーワード: 障がい者 逮捕 地域支援

#### 1. 研究開始当初の背景

知的障がい者が地域で安心して暮らすた めには、まだまだ解決しなければならない課 題が山積しているのが現状があった。なかで も、知的障がい者の特徴的な行動やこだわり の行動が社会のなかでは理解されず、受け入 れられないことにより、さまざまな問題が生 じていることは、大きな課題となっていた。 たとえば、犯罪に巻き込まれたり、被害に遭 ったり、加害者になるなどの事例が増加して きており、こうした状況は地域における無理 解が引き起こしている例も少なくなかった。 また、犯罪にかかわる問題状況が増加するに 伴い、相談支援事業所や警察、弁護士等の司 法にかかわる関係者、地域における公共交通 機関や商業施設、生活関連施設等でもその対 応に追われ、苦慮している事例も増加してき ている状況であった。

さらには、累犯事例も多く、刑務所等の矯正施設出所後の受け入れ家庭や施設等の帰住先確保が難しいことも課題として挙げられており、再犯の要因の一つとして指摘厚として指摘では平成 21 年度に地域生活定着支援事業を創設し、地域生活定着支援センターを各都道府県に整備することで、矯正施設との計で、全個では、知的障がい者の事件に対する取り調べについて、全面可視化が試行されるなり調べについて、全面可視化が試行されるなり調べについて、全面可視化が試行されるなり調べについて、全面可視化が試行されるなりに、知り障がい者の特徴的な行動への対応が検討されつつある状況であった。

## 2.研究の目的

本研究では知的障がい者が逮捕される事例について、逮捕されるまで、逮捕後、釈放後や出所後の支援のあり方を検討し、知的障がい者が逮捕されたり、被疑者になるという司法の網にかかるまでに、地域で取り組むことのできる支援について検討することを目的とする。そして、現状の法制度やサービスに加え、地域における知的障がい者の支援体制を構築する可能性について検討することを目的とする。

# 3.研究の方法

上記のことを明らかにするため、本研究では、研究会活動を定期的に開催し、事例検討や支援のあり方について検討し、それらを踏まえて、権利擁護ハンドブックの発行や啓発活動に取り組んだ。また施設職員、民生委員・児童委員、親の会を対象に質問紙調査を実施した。

## 4. 研究成果

## (1)研究会活動による成果

研究期間の4年間で、定期的に研究会を開催し、事例検討、権利擁護ハンドブックの内容に関する検討・発行、啓発活動の一環として、研修会の実施などに取り組んだ。発行し

た権利擁護ハンドブックは、障がい者施設職員、社会福祉協議会、親の会、弁護士、警察など関係機関に配付し、知的障がい者が逮捕される場合の対応等について、知ってもらうきっかけとなったと考えられる。また、ハンドブックの発行により、研究会主催の研修会、各関係機関からの講演依頼も受け、延べ約400名の参加を得ることができ、大津市内外の地域において、広く啓発活動を実施することができた。

## (2)調査による成果

そして、「知的障がいのある人の地域支援に関するアンケート調査」を実施した。調査票は、大津市内の障がい者施設職員(234名配付、192名回収・回収率82.1%)、民生委員・児童委員(障がい者福祉分科会)(80名配付、77名回収・回収率96.3%)、大津市障害児者と支える人の会メンバー(25名配付、21名回収・回収率84%)に配付し、実施した。以下、調査の結果から明らかになったことを中心にそのうちの一部を述べることとする。

まず、家族や周りにいる知的障がい者が、警察を巻き込むようなトラブルに発展したことがあるかについて尋ねた。その結果、施設職員では119名(62%)が「ない」、70名(36.5%)が「ある」と回答している。民生委員では64名(83.1%)が「ない」、13名(16.9%)が「ある」と回答している。親の会では11名(52.4%)が「ない」、10名(47.6%)が「ある」と回答している(図1参照)。

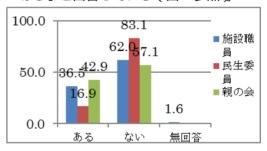


図1 トラブルに発展した経験

どのグループも経験のないものが多いのが現状である。しかし、施設職員で 4 割弱、親の会で 4 割強、民生委員でも 2 割弱が警察を巻き込むようなトラブルに発展したケースを経験している。今後、知的障がい者の地域生活移行がますます進むことが予想される状況において、このような経験を有する人も増えてくることが予想され、地域で対応を検討していく体制を整備していくことが必要だと考えられる。

また、経験がある場合の件数(記述式)を 尋ねた。その結果、施設職員では「1 件」が 最も多く 22 名(31.9%)、「3 件」が 13 名 (18.8%)、「2 件」が 11 名(15.9%)である。 民生委員では「1 件」が 6 名(46.2%)、「2 件」が 3 名(23.1%)である。親の会では「1 件」が 4 名(40%)、「2 件」が 3 名(30%)

## である(図2参照)。

どのグループも経験件数が少ないものが多いのが現状である。しかし、施設職員では「10件以上」や「多数」、「長期にわたる経験」を有する者がそれぞれ1名(1.4%)いるのも現状である。経験年数が長くなるにつれて、多数の対応を経験している現状がうかがえる結果である。

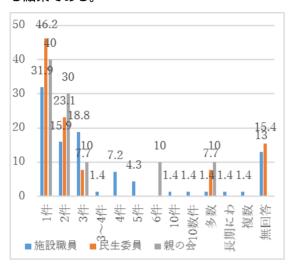


図2 トラブルに発展した件数

そこで、これをさらに回答者の経験(活動)年数と対比してみることとする。その結果、「1年未満」の施設職員で「2件」「3件」の経験があると回答したものが1名(1.4%)ずついること、「10年以上15年未満」で「10件」、「複数の経験」があるもの、「15年以上20年未満」で「10数件」、「長期にわたる経験」があるものがそれぞれ1名(1.4%)である。また、民生委員では「10年以上15年未満」で「多数の経験」のあるものが1名(7.7%)親の会では「5年以上10年未満」で「多数の経験」のあるものが1名(10%)である。

このように、経験年数が浅い施設職員でも「数件」の経験があったり、比較的長い経験を有する者となると「10件以上」や「多数に長期にわたる経験」があるなど、経験につかあるものの、誰もがいのが現状である。展生委員や親の会では、活動経験であるほど、このような経験が多くなの会がである。民生委員や親の会対したトラブできるとも推察です。ときにどのような技術である。を知っておくことが望ましいと考えられる。

次に、家族や周りにいる知的障がい者が、職場の同僚からお金を盗んだ、路上で痴漢をしたなどのトラブルを見聞きしたことがあるかについて尋ねた。その結果、施設職員では、94名(49%)民生委員では63名(81.8%)親の会では8名(38.1%)が経験がないと回答している。しかし、施設職員で「1件」が

41名(21.4%)、「3件」が21名(10.9%) 民生委員では、「1件」が10名(13.0%)、「2件」が2名(2.6%) 親の会では「1件」が7名(33.3%)、「2件」、「3件」、「3件」、「6件」がそれぞれ2名(9.5%) である。

回答者の多くは、見聞きした件数が少ないのが現状である。一方で、施設職員では「10件」が3名(1.6%)など、施設職員のなかには多くの件数を見聞きしている現状が明らかとなった(図3参照)。

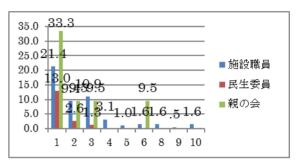


図3 トラブルを見聞きした件数

さらに、知的障がい者が逮捕された(検挙、任意同行も含む)という連絡を受けた経験があるかについて尋ねた。その結果、施設職員では154名(80.2%)、民生委員では67名(87%)親の会では18名(85.7%)が逮捕の連絡を受けた経験がないという回答であった。どのグループも8割以上がこうした経験がないという現状である。一方で、施設職員で31名(16.1%)民生委員では4名(5.2%)親の会では3名(14.3%)が経験があると回答している(図4参照)。

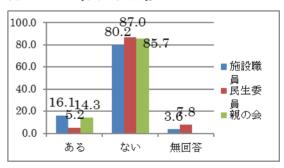


図4 警察から逮捕の連絡を受けた経験

警察から逮捕の連絡を受けた経験のある者には、その時の対応を、経験のない者には、今後の対応について尋ねた。その中で、経験のない回答者では、相談支援事業所や利用事業所に相談するというものが比較的多い結果であった。

さらに、知的障がいや知的障がい者について理解をする必要があると思う人について尋ねた(あてはまるもの3つまで)。その結果、どのグループも「地域住民」が最も多く、施設職員では144名(29.3%) 民生委員では58名(34.1%) 親の会では15名(27.3%)

である。次に多いのは「警察」で、施設職員 が 99 名(20.2%) 民生委員が 3名(18.2%) 親の会が13名(23.6%)である。また特徴的 なこととして、民生委員は民生委員自身が理 解すべきと考えている (40 名、23.5%)(図 参 5 照 )。まずは身近に暮らしている地域住 民が知的障がいや知的障がい者について理 解することで、トラブルも減り、地域におけ るサポート体制が整備される。そのうえで、 逮捕など万が一のトラブルが生じたときに は、警察が知的障がいや知的障がい者に対し て理解し、配慮した対応をすることで、逮捕、 被疑者・容疑者になるという状況にまで発展 する前に、解決することも考えられる。また、 民生委員は、自らがまずしっかりと理解し、 身近な地域で暮らす知的障がい者に対応す ることや地域住民へも啓発していきたいと いう思いを持っているのではないかと考え られる。

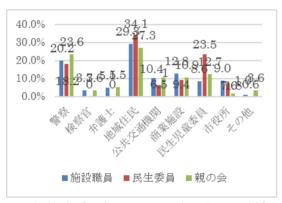


図5知的障がい者について理解を深める対象

さらに、地域の生活環境をよくするために必要な支援について尋ねた。その結果、どのグループも「地域啓発プログラム」が最も多く、本人を支援するためのプログラムよりも、まず地域住民が知的障がいや知的障がい者に対して知り、理解するということが重要であると考えていることがわかる(図6参照)。また、前述の知的障がい(者)について理解を深める対象として、「地域住民」という回答が最も多かったことからも、地域における啓発プログラムの検討が重要である。

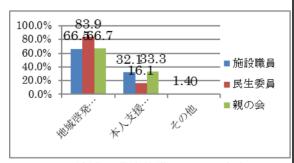


図 6 地域の環境整備に必要な内容

#### (3)考察

施設職員にとっては、経験に偏りはあるも のの、知的障がい者のトラブルを見聞きした

り、逮捕の連絡を受けた経験のある回答者が あり、トラブルや逮捕事例への対応を求めら れる状況にある。また、逮捕の連絡を受けた 経験のない回答者が、今後、逮捕の連絡を受 けた場合に、障がい者福祉サービス事業所に 相談するという回答が多いことからも、施設 職員は知的障がい者の地域生活におけるト ラブルや逮捕事例等への対応能力が求めら れている。このような対応能力を高めるため には、逮捕や犯罪事例に関して、どのような 支援をすることができるのか、どのようなタ イミングで何ができるのか、逮捕から取り調 べ、裁判というそれぞれのタイミングに応じ て誰とどのように連携し、支援すればよいの かなどの知識や技術を学ぶ専門的な研修等 の取り組みが必要だと考えられる。

また、どのグループも知的障がい(者)に 対して理解する対象として、「地域住民」、必 要な支援内容としては、「地域に対する啓発 プログラム」が最も多いことから、身近な地 域における住民の知的障がいや知的障がい 者に対する意識高揚や環境醸成が大切であ ると考えられる。そのため、地域住民に対す る啓発等の取り組みを推進していくことが 必要であると考えられる。こうした取り組み を進めることによって、知的障がい者が被疑 者・触法となる状況を防ぐ環境整備につなが ると考えられる。権利擁護の推進について、 岩間(2012:12)が「あらゆる関係者を含め た地域ぐるみの取り組みが必要となること が示唆される。つまり、権利擁護の担い手と は、専門職や行政担当者だけでなく、地域住 民を含めた関係者全員ということになる」と 指摘している。このように地域のなかで専門 職だけでなく、地域住民や関係者とともに知 的障がい(者)を理解し、支援できるような 環境を創り出すことが重要である。

また、岩間 (2014:13-15)は、「権利擁護 の4つの諸相として、 権利擁護状態からの 脱却、 積極的権利擁護の推進、 予防的権 利擁護の推進、 権利擁護を生む環境の変 革」を提示している。そのうえで、「『予防的 権利擁護』に求められる早期発見・早期対応、 そして継続的な見守りには、インフォーマル サービスがきわめて重要な役割を担うこと になる。『予防的権利擁護』の推進は、地域 福祉との接点を織り込んだ新たな権利擁護 のあり方を創造することになる」と述べてい る。また、「権利侵害は、当事者同士の相互 作用のなかだけで生起するのではなく、外か らの影響も強く受けることになる。つまり、 環境が権利侵害を生み出すということであ る。権利擁護の一つの諸相として、多様な権 利侵害の温床となる環境(社会)の側の変革 をうながすことを位置づけることは、権利擁 護のための視点と手立てを広げることにな る」と述べている。このように、地域住民が 知的障がいや知的障がい者に対して理解し、 知的障がい者がその特徴的な行動によって 誤解され、犯罪等のトラブルに陥るという深 刻な事態を未然に防ぐことが重要だと考えられる。そのためには、地域住民に対する知的障がい(者)に関する啓発活動や交流の機会を地域で創出することが大切であると考える。これは地域における福祉教育活動の一環でもあり、このような取り組みを地域で展開することによって、地域における権利擁護のしくみづくりを進めていくことが可能となると考える。

このような環境醸成を進めるためには、地 域のさまざまな機会(民生委員研修会や親の 会の定例会、学区活動等)を活用して、研修 会・学習会の開催などをおこない、地域住民 の理解、意識向上を図る取り組みを工夫して いくことが必要であろう。また、施設職員を 対象とした事例検討会や知識、技術向上を目 的とした研修会の定期的な開催などを検討 していくことが必要であると考えられる。そ して、研修会等で知識を学ぶことだけで満足 するのではなく、地域のなかで知的障がい者 との交流の機会も創出し、実際に知的障がい 者一人ひとりの特徴的な行動等を知り、理解 し、どのようにかかわり、対応すればよいの かを実体験する場を創り出すことも重要で あると考える。このような活動を地域で展開 していくことによって、知的障がい者をはじ め、誰もが暮らしやすい地域の環境整備につ ながることが望ましいことだと考える。

# <引用文献>

岩間伸之(2012)「『市民後見人とは』何か-権利擁護と地域福祉の新たな担い手-」 『社会福祉研究』第 113 号、鉄道弘済会、9-16

岩間伸之(2014)「権利擁護の推進と地域 包括ケア・地域を基盤としたソーシャルワ ークとしての展開・」『地域福祉研究 No.42』 日本生命済生会、13-21

#### 5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

## 〔雑誌論文〕(計1件)

<u>酒井久美子</u> 2017 知的障がい者の逮捕事例 に対する支援について、京都ノートルダム女 子大学研究紀要、第 47 巻、21-33、査読無

## 〔学会発表〕(計2件)

<u>酒井久美子</u> 被疑者・触法となる知的障が い者の地域における福祉的支援について、日本地域福祉学会第 29 回大会、東北福祉大学 (宮城県仙台市) 2015年6月21日

<u>酒井久美子</u> 知的障害者の犯罪予防に向けた地域における福祉的支援について、関西社会福祉学会、花園大学(京都府京都市) 2015年3月21日 [図書](計件)

〔産業財産権〕

出願状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出原年月日: 国内外の別:

取得状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

#### 6.研究組織

(1)研究代表者

酒井 久美子(SAKAI, Kumiko) 京都ノートルダム女子大学・生活福祉文化学 部・准教授

研究者番号:90240457

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者なし
- (4)研究協力者 なし